

大阪市告示第444号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|----------|--------------|------------------|
| 靱テニスセンター | 令和6年4月1日（月） | 午前9時から 午後9時まで |
| | 令和6年4月8日（月） | |
| | 令和6年4月15日（月） | |
| | 令和6年4月22日（月） | |
| | 令和6年4月30日（火） | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）